

## 安全データシート

According to JIS Z 7253:2019  
改訂日 2024-9-12  
版 5.05

## 1. 化学品及び会社情報

製品名	シアノ酸ナトリウム
製品コード	199-01845,195-01842

供給者	富士フィルム和光純薬株式会社 大阪市中央区道修町三丁目1番2号 電話:06-6203-3741 FAX番号:06-6203-2029
緊急連絡電話番号	試薬営業本部西日本営業部 06-6203-3741 試薬営業本部東日本営業部 03-3270-8571
推奨用途	試験研究用
使用上の制限	推奨用途以外で使用する場合は専門家への判断を仰ぐこと。

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

## 物質又は混合物の分類

急性毒性(経口)

区分4

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

区分2A

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分1

区分1 中枢神経系

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分2

区分2 神経系

## 絵表示



注意喚起語

危険

## 危険有害性情報

H319 - 強い眼刺激

H302 - 飲み込むと有害

H370 - 臓器の障害： 中枢神経系

H373 - 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ： 神経系

## 注意書き-(安全対策)

- 取扱い後には顔や手など、ばく露した皮膚を洗う。
- この製品の使用時には飲食、喫煙は禁止。
- 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

## 注意書き-(応急措置)

- ばく露した場合、医師に連絡してください。
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。
- 飲み込んだ後に、気分が悪い場合、毒劇物センターもしくは医師に連絡してください。
- 口をすすぐこと。

**注意書き-(保管)**

- ・施錠して保管すること。

**注意書き-(廃棄)**

- ・内容物および容器は承認された廃棄物処理場に廃棄すること。

**その他**

ほかの危険有害性

情報なし

### 3. 組成及び成分情報

純物質もしくは混合物

単一物質

**化学式**

NaOCN

化学名	重量パーセント	分子量	化審法官報公示番号	安衛法官報公示番号	CAS登録番号
シアノ酸ソーダ	85.0	65.01	(1)-159	*	917-61-3

安衛法官報公示番号について

表中の\*は公表化学物質を表します。

### 4. 応急措置

**吸入した場合**

新鮮な空気のある場所に移すこと。 症状が続く場合には、医師に連絡すること。

**皮膚に付着した場合**

すぐに石鹼と大量の水で洗浄すること。 症状が続く場合には、医師に連絡すること。

**眼に入った場合**

眼に入った場合、数分間気を付けて洗浄する。もしコンタクトを装着していて、容易に取り外せるなら、取り外す。その後も洗浄を続ける。直ちに医師の手当てを受ける必要がある。

**飲み込んだ場合**

口をすすぐ。意識のない人の口には何も与えないこと。ただちに医師もしくは毒物管理センターに連絡すること。医師の指示がない場合には、無理に吐かせないこと。

**応急処置をする者の保護に必要な注意事項**

個人用保護具を着用すること。

### 5. 火災時の措置

**適切な消火剤**

現場状況と周囲の環境に適した消火方法を行うこと。

**使ってはならない消火剤**

利用可能な情報はない

**火災時の特有の危険有害性**

熱分解は刺激性で有毒なガスと蒸気を放出することがある。

**特有の消火方法**

利用可能な情報はない

**消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置**

個人用保護具を着用すること。消防士は自給式呼吸器および消火装備を着用する必要がある。

### 6. 漏出時の措置

**人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置**

屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ガスを吸入しないようにする。風上から作業して、風下の人を待避させる。







副次危険性	
容器等級	非該当
海洋汚染物質	MARPOL73/78やIBCコードに則ったバルクの輸送
IATA(航空)	規制されていない。
国連番号	-
品名	
国連分類	
副次危険性	
容器等級	
環境有害物質	非該当

## 15. 適用法令

### 国内法規

消防法	非該当
毒物及び劇物取締法	劇物 包装等級3
労働安全衛生法	非該当
労働安全衛生法(令和7年の施行)	【R7.4.1以降】名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条) 【R7.4.1以降】名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2)
危険物船舶運送及び貯蔵規則	非該当
航空法	非該当
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	非該当
(令和5年4月1日より)	
輸出貿易管理令	非該当

化学名	毒物及び劇物取締法	労働安全衛生法 名称等通知物質 (法第57条の2) (改訂日現在)	化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) (令和5年4月1日より)
シアノ酸ソーダ 917-61-3 (85.0)	該当	-	-

## 16. その他情報

引用文献および参照ホームページ等 NITE: 独立行政法人 製品評価技術基盤機構  
[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)  
 IATA危険物規則書  
 RTECS: Registry of Toxic Effects of Chemical Substances  
 中央労働災害防止協会 GHSモデルSDS情報  
 有機合成化学辞典 (社) 有機合成化学協会 講談社サイエンティフィック  
 化学大辞典 共立出版  
 等

### 免責事項

このSDSはJIS Z 7253:2019に準拠しております。記載内容は通常の取扱いを対象としたものであって他の物質と組み合わせるなど特殊な取扱いをする場合は使用環境に適した安全対策を実施の上ご利用ください。改訂日における最新の情報に基づいて作成されておりますが、すべての情報を網羅しているものではありませんので新たな情報を入手した場合には追加又は訂正されることがあります。また、安全な取扱い等に関する情報提供を目的としておりますので物性値や危険有害性情報などは製品規格書等とは異なりかかる保証をなすものではありません。全ての製品にはまだ知られていない危険性を有する可能性がありますので取り扱いには十分ご注意ください。

GHS分類はJIS Z 7252:2019に準拠している。<sup>\*</sup>JIS: 日本産業規格

以上